

京 都 労 働 局

平成 20 年 11 月 12 日

府政・経済記者クラブ同時資料配布

担	京都労働局労働基準部 監督課長 榎野順三 監察監督官 吉岡宏修
当	075-241-3214(監督課直通)

「労働時間適正化キャンペーン」期間の実施等について

平成 20 年度上半期における

賃金不払残業の是正金額は

25,956万円

平成 19 年度における一年間の遡及是正金額(23,545万円)を上回る結果

過重労働(1か月45時間を超える時間外労働)に係る指導事業場数は、

109件(878人)

府下7労働基準監督署(京都上、京都下、京都南、福知山、舞鶴、丹後及び園部)において実施した平成20年度上半期の監督指導結果によれば、賃金不払残業、過重労働(1か月45時間を超える時間外労働)に係る指導件数は依然高水準で推移しています。

このため、京都労働局(局長 齋原屋宣雄)では、長時間労働の抑制を重点として、本年11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、以下の取組みを行ないます。

「労働時間適正化キャンペーン」期間の実施について

長時間労働の抑制と賃金不払残業の解消に向けた周知・広報

長時間労働の抑制と賃金不払残業の解消を重点とする監督指導(個別の立入監督)の集中的な実施

11月22日(土)に、「労働時間相談ダイヤル」(フリーダイヤル:0120-897-713)を設置

1 「労働時間適正化キャンペーン」の実施について

(1) 実施期間

平成20年11月1日(土)から同年11月30日(日)までの1か月間

(2) 主な実施事項

啓発活動の実施

啓発用のポスター及びリーフレット(別添)を、京都労働局、各労働基準監督署及び関係機関等における掲示並びに事業主等への配布を行う。

(京都市バス車両、地下鉄京都駅連絡通路へのポスター等の掲示を含む)

「賃金不払残業解消重点監督」「過重労働による健康障害防止重点監督」の集中的な実施

府下7労働基準監督署において、賃金不払残業、長時間労働等過重労働の発生が疑われる事業場、労働時間の管理に問題が認められると考えられる事業場等に対し、重点的・集中的に監督指導(個別の立入監督)を実施する。

「労働時間相談ダイヤル(フリーダイヤル)」の設置

近畿ブロックの6局の担当者が集合し、適正な労働時間の管理と賃金不払残業の解消のための相談に応じる。

日時 平成20年11月22日(土曜日)

9:00~17:00

フリーダイヤル 0120-^{はやくなくそう}897-^{長い残業}713

2 平成20年度上半期(平成20年4月~9月)の、府下7労働基準監督署における賃金不払残業及び過重労働(1か月45時間を超える時間外労働)に係る監督指導結果について

(1) 賃金不払残業に係る監督指導状況

割増賃金支払(労働基準法第37条)違反が認められ、是正勧告を行った事業場数は429件であった。

是正勧告を行った企業のうち、遡及して割増賃金を支払った状況は、以下のとおりであった。

企業数(事業場数)	189(234)
うち100万円以上	34(77)
対象労働者数	2,729人
うち100万円以上	1,792人
遡及支払額	25,956万円
うち100万円以上	23,760万円
1企業あたりの最高支払額	4,319万円

1人当たりの最高支払額	276万円
-------------	-------

(2) 過重労働に係る監督指導状況

指導事業場数	対象労働者数
109(55)	878(352)

()は内数で、1ヶ月概ね100時間を超える時間外労働が認められる場合又は2ヶ月ないし6ヶ月にわたって1ヶ月あたり概ね80時間を超える時間外労働が認められた事業場

(参考)平成19年度(平成19年4月1日~平成20年3月31日)の結果

割増賃金支払(労働基準法第37条)違反が認められ、是正勧告を行った事業場数は852件であった。

是正勧告を行った企業のうち、遡及して割増賃金を支払った状況

企業数(事業場数)	376(557)
対象労働者数	6,564人
遡及支払額	23,545万円
1企業あたりの最高支払額	2,869万円
1人当たりの最高支払額	155万円

過重労働に係る監督指導状況

指導事業場数	対象労働者数
282(161)	2,392(682)

()は内数で、1ヶ月概ね100時間を超える時間外労働が認められる場合又は2ヶ月ないし6ヶ月にわたって1ヶ月あたり概ね80時間を超える時間外労働が認められた事業場

3 添付資料

別添1 「労働時間適正化キャンペーン」期間に係るリーフレット

別添2 平成20年度上半期

- 1 賃金不払残業に関する割増賃金遡及支払い状況(全数)
- 2 同 上 (100万円以上)
- 3 過重労働に係る監督指導状況

ココロとカラダが折れないうちに。



HATARAKISUGI

【ハタラキスギ】

近年の日本の社会に多く見られるスギ科種。
長時間の残業など過重な労働が続くと疲労が蓄積し、
ココロとカラダの健康を害するリスクも高まる。
労働環境の整備・ルールづくりが重要。

労使がともに協力しあい、長時間労働を抑制しよう！

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

都道府県労働局

「労働時間相談ダイヤル」(無料)

はやくなくそう

長い残業

11月22日(土) 9時00分～17時00分  0120-897-713

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労使がともに協力しあい、長時間労働を抑制しよう！

現状の課題

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合が高止まりとなるなど、依然として長時間労働の実態がみられ、また、過重労働による脳・心臓疾患などの健康障害も多数発生しています。さらに、割増賃金の支払について労働基準法違反として是正を指導した件数は依然高水準で推移しています。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

賃金不払残業（「賃金不払残業」とは所定労働時間外に労働時間の一部または全部に対して、所定の賃金又は残業手当を支払うことなく労働を行わせることです。）は、賃金や割増賃金の支払を定めた労働基準法に違反する、あってはならないものです。

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。

厚生労働省「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月）

過重労働による健康障害を防止するために

① 時間外・休日労働時間の削減 **Point**

- ・時間外・休日労働協定は、基準（※）に適合したものとすることが必要です。
- ・月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。

※「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）

② 労働者の健康管理に係る措置の徹底 **Point**

- ・健康管理体制の整備、健康診断の実施
 - ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等
- 等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために

① 労働時間適正把握基準の遵守 **Point**

- ・労働時間を適切に把握しましょう！

② 職場風土の改革

③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムの整備

④ 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制の整備

等を実施しましょう。

厚生労働省「過重労働による健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置」（平成18年3月）

厚生労働省「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月）

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

賃金不払残業に関する割増賃金遡及支払状況(全数)

【平成20年4月から平成20年9月までの間に遡及支払された状況】

業 種	企業数	対象労働者数 (人)	遡及払額 (万円)
製 造 業	47 (60)	706	6,281
鉱 業			
建 設 業	10 (10)	118	1,673
運 輸 交 通 業	9 (9)	94	262
貨 物 取 扱 業	1 (1)	3	4
農 林 業			
畜 産 ・ 水 産 業			
商 業	48 (69)	515	6,624
金 融 ・ 広 告 業	3 (12)	51	290
映 画 ・ 演 劇 業			
通 信 業			
教 育 ・ 研 究 業	9 (9)	272	2,958
保 健 衛 生 業	14 (14)	416	3,535
接 客 娯 楽 業	23 (25)	287	2,281
清 掃 ・ と 畜 業	1 (1)	2	2
官 公 署			
そ の 他 の 事 業	24 (24)	265	2,047
合 計	189 (234)	2,729	25,956

企業数欄()内の数は、事業場数

賃金不払残業に関する割増賃金遡及支払状況
(100万円以上の事案)

【平成20年4月から平成20年9月までの間に遡及支払された状況】

業 種	企業数	対象労働者数 (人)	遡及払額 (万円)
製 造 業	10 (21)	455	5,856
鉱 業			
建 設 業	1 (1)	82	1,586
運 輸 交 通 業	1 (1)	23	115
貨 物 取 扱 業			
農 林 業			
畜 産 ・ 水 産 業			
商 業	6 (27)	350	6,064
金 融 ・ 広 告 業	1 (10)	38	250
映 画 ・ 演 劇 業			
通 信 業			
教 育 ・ 研 究 業	2 (2)	247	2,863
保 健 衛 生 業	3 (3)	269	3,202
接 客 娯 楽 業	5 (7)	188	2,014
清 掃 ・ と 畜 業			
官 公 署			
そ の 他 の 事 業	5 (5)	140	1,810
合 計	34 (77)	1,792	23,760

企業数欄()内の数は、事業場数

過重労働による健康障害防止のための指導状況

【平成20年4月～平成20年9月】

業 種	指導事業場数	対象労働者数(人)
製 造 業	45(23)	382(106)
鉱 業		
建 設 業	2(2)	18(18)
運 輸 交 通 業	16(13)	135(102)
貨 物 取 扱 業	2(0)	12(0)
農 林 業		
畜 産 ・ 水 産 業		
商 業	17(2)	42(2)
金 融 ・ 広 告 業		
映 画 ・ 演 劇 業		
通 信 業		
教 育 ・ 研 究 業	3(1)	33(7)
保 健 衛 生 業	3(0)	8(0)
接 客 娯 楽 業	13(11)	63(46)
清 掃 ・ と 畜 業	1(1)	1(1)
官 公 署		
そ の 他 の 事 業	7(2)	184(70)
合 計	109(55)	878(352)

注) 1. 1か月45時間を超える時間外労働が認められた事業場

2. ()は内数で、1か月概ね100時間を超える時間外労働が認められる場合又は2か月ないし6か月にわたって1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働が認められた事業場